

市營住宅を建設して吾等失業者に供給せよ 司決

十二、登録失業者に對する就職優先權獲得に關する件 渡邊學説明

製鐵所其他の工場雇入に登録失業者を優先せしめよ 司決

十三、縣營工事賃金値上要求に關する件 小出次七説明
縣營工事は男一圓、女六十錢で労働時間も遙に長い、市營工事（男一圓五錢、女七十錢）と同様の賃金を要求する

司決

十四、時間短縮に關する件 持谷耕説明

門司の失業救濟事業は朝七時半の受付で吾々より三十分遅い、晝食は四十五分間で外に午前午後に各十五分の休憩時間がある、八時は晝食が三十分のみで四十五分も休憩時間が遠ふ、労働を短縮せよと言ふのではない、朝一

時間受付を遅くして貰ひたいと要求するのだ 司決

十五、誠首反対に關する件 秋山六郎説明

失業者が首切られたら首ツリだ、日本は資本主義だから失業者が出て、ロシヤの如きは社會主義即ち人間本位だから失業者がなく、おまけに五日に一日の公休日がある

吾々の様な一時的な就労者を首切には絶対反対する 司決

十六、紹介所改革に關する件 成重誠説明

職業紹介所の役人は一般に融通が利かぬ、外國では紹介所に理事會と云ふものがあり双方の代表で監督してゐるが我國では職業紹介所法第六條に使用者、労働者の代表を選出し構成にする事を得との規定があるが管理權に就ては労働者の意見は取入れてない、吾々失業労働者にも管理權を與へ役人根性に支配されざる運に職業紹介所の